

令和9年度 大川市奨学会大学等奨学金 募集要項

大川市奨学会では、経済的な理由で、大学または短期大学へ進学※することが困難な方を支援するため、入学時に一時的に掛かった費用に充てるための学資として、『大学等奨学金』の貸付けを行っています。 ※大学院や専門学校への進学は対象外です。

大学等奨学金の特色 ～若者の地元定着～ 奨学金返還免除

本奨学金は、貸与型奨学金であり、卒業後は原則として返還しなければなりません。大川市奨学会では、若者の地元定着を促進するため、奨学生が、大学等を卒業後1年以内に大川市内に居住し、引き続き継続して市内に居住し3年が経過したときは、奨学金の全額を返還免除します。

1 申込期限 令和9年1月29日(金)まで

2 募集人員 10名程度

3 申込資格 次の(1)～(3)の要件をすべて満たす人

- (1) 令和9年4月に大学又は短期大学へ入学予定の者であること。(大学院や専門学校は対象外)
※在学確認のため、入学後及び在学中毎年4月に「在学証明書」の提出が必要です。
※現役合格でなくても、貸与の対象者になります。
- (2) 生計維持者※1 が、大川市内に住所を有していること。 ※1 生計維持者とは、原則父母(父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人(たとえば祖父母等))となります。
- (3) 学資の支弁が困難と認められること。(前年の世帯収入の合計金額が、当奨学会が定める基準額※2 以下であること。) ※1 基準額の算出方法については、裏面に掲載しています。

4 貸与時期 原則として、大学等入学後

※入学前に奨学金を必要とする特別の事情のあるときは、3月に貸与することができます。なお、入学しなかった場合は、直ちに貸与した奨学金の全額を返還していただきます。

5 貸与金額 50万円(無利息)

6 返 還 ※本奨学金は、貸与型奨学金ですので、卒業後は返還しなければなりません。

- (1) 大学等を卒業後1年が経過したときから返還が始まります。
- (2) 返還期限は、50ヶ月以内です。
- (3) 卒業後も引き続き大学院へ進学(短大生の場合は大学へ編入)される場合や災害・傷病疾病等により返還が困難となった場合は、申請により返還を猶予することができます。また、大学等を卒業後1年以内に大川市内に居住し、引き続き継続して市内に居住し3年が経過したときは、申請により奨学金の全額を返還免除することができます。
※居住の実態が無いと判断される場合は返還免除できません。

7 連帯債務者

- (1) 奨学金の貸与を受けるためには、1人の連帯債務者が必要です。

- (2) 連帯債務者は、原則として奨学生の生計維持者となります。
- (3) 連帯債務者には、奨学生本人と同様の返還義務が生じます。

8 申込手続

(1) 提出書類

- ①大学等奨学金予約申込書
- ②住民票の写し ※次のような場合は、生計を一にしているとみなし、同一世帯員とします。
 - ・父母又は父母に準じて家計を支えている者が、出稼ぎ若しくは勤務地の関係で別居しているとき。
 - ・本来住居を一にすべき者が、就学、病気療養等のため別居しているとき。
- ③世帯員全員の令和8年度所得証明書（18歳未満の者又は学生については不要。）
- ④障がい者の方については、障害者手帳の写し（本人及び世帯に該当する人がいる場合。）
- ⑤収入状況が変わった場合は、そのことが確認できる書類

- (2) 申込先 **大川市奨学会事務局（大川市教育委員会 学校教育課内）**
 〒831-8601 大川市大字酒見 256 番地 1 電話 0944-85-5614

9 採用候補者の決定

- (1) 世帯の収入状況をもとに、当奨学会理事会において採用候補者を選考（内定）します。
- (2) 募集人員を上回る申込みがあった場合は、内定されないことがあります。選考結果は、可否にかかわらず申込者本人へ通知します。
- (3) 採用候補者（内定者）は、大学等奨学金貸与申請書、在学証明書、所定の誓約書、振込口座届及び借用証書の提出など必要な手続を行い、正式に決定されます。

※1 奨学会が定める収入基準（計算方法等は、福岡県教育文化奨学財団の収入基準に準じます。）

収入基準表（単位：円） 加算額表 ※次の項目に該当する場合、その額を収入基準に加算することができる。（単位：円）

世帯員数	基準額	項目	加算額
2人世帯	5,208,528	母子（父子）家庭で児童に該当する人がいる場合	
3人世帯	6,410,880	児童が1人の場合	669,888
4人世帯	7,762,872	児童が2人の場合に加える額	52,992
5人世帯	8,470,872	児童が3人以上の場合に1人増すごとに加える額	27,072
6人世帯	9,779,064	世帯に障がい者に該当する人がいる場合（1人につき）	773,280
		世帯に就労所得者が複数いる場合（2人目以降1人につき）	812,448

※就労者1名含む。
 ※就労者2名以上の場合は、
 加算額表の額を加算します。

※ 給与収入以外の所得（営業所得、農業所得、雑所得等）がある世帯の基準額については、以下の表により、収入基準額（加算後）を所得換算します。

収入金額	所得換算額
650,999円 以下	0円
651,000円 ～ 1,899,999円	収入額 - 650,000円
1,900,000円 ～ 3,599,999円	収入額 ÷ 4 = ① × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	(千円未満切り捨て) ① × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 以上	収入金額 - 1,950,000円